

別表（第6条関係）

評価基準

評価項目	評価事項	配点
(1) 実施体制	業務に必要な人員が配置され、十分な実績を有しているか。	15
(2) インフルエンサーの招聘	招聘者は本業務の目的に鑑み、相応しい個性を有しているか。また、十分な情報発信力（フォロワー等）があるか。	20
(3) ファムツアーワークの実施	本市及びその周辺の魅力を招聘者が十分体感するだけの滞在期間や実施時期を予定しているか。	20
(4) 情報発信	招聘者は効果的な情報発信を行うことが見込まれるか。また、発信を行う回数等は妥当か。	20
(5) 効果測定業務	情報発信後の効果測定及び効果の分析に係る提案は妥当か。	15
(6) その他	業務の処理に当たり、多角的な視点、発想の柔軟性及びコミュニケーション力があり、推進力を期待できるか。	10
合計		100